

附属書七（第八章関係） 第百一条に關する最惠国待遇の免除に係る表

日本国の表

分野	第一百一条の規定に適合しない措置の概要	免除の期間	免除の必要性を生じさせている状況（注）
海上貨物利用運送サービス	海上貨物利用運送サービス（複合運送サービス（注）に関するサービスを含む。）を提供するための営業許可又は政 府による登録は、日本国の会社が当該サービスについて同様の許可を受け、又は同様の登録を行うことができる外国の会社に對してのみ与えられ、又は行われる。	この措置の廃止	マレーシアにおいて、海上貨物利用運送サービス（複合運送サービスを含む。）を提供するための十分なアクセスが日本 国の者に与えられることを確保する必要がある。
			この欄の記述は、明瞭性のための情報であり、約束の一部を構成するものではない。

<p>国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）</p>	<p>注 「複合運送サービス」とは、国際海上運送と道路運送又は鉄道運送との組合せによる貨物運送サービスであつて、複合運送の事業者（日本国）の特定の約束に係る表における海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈に定義するもの）が宅配の形で提供するものをいう。</p>
<p>日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによつて不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国船舶運航事業者の利益が著しく害されいるときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止する</p>	<p>この措置の廃止は、貿易の自由化に関する将来の交渉の結果に従つて検討される。</p>
<p>日本国の船舶運航事業者がマレーシアにおいて不利益な取扱いを受けないことを確保する必要がある。</p>	<p>日本国の船舶運航事業者がマレーシアにおいて不利益な取扱いを受けないことを確保する必要がある。</p>

(マレーシアの表は省略)

(e) 漁業に使用される他の船舶への補給